

埼玉県指定出資法人あり方検討委員会事前ヒアリング  
Cグループ (株)さいたまアリーナ 議事概要

1 開催日時 令和6年10月2日(水) 16時17分～16時31分

2 開催方法 オンライン会議

3 出席者

(1) 委員 宍戸委員、中澤委員、松川委員

(2) 県 ・事務局 行政・デジタル改革課 秋穂主幹、新井主査  
・法人所管課 都市整備政策課 秋葉主幹

(3) 法人 (株)さいたまアリーナ 石川総務部長

4 ヒアリング内容

(委員)

さいたまスーパーアリーナは条例により設置された公の施設であるというからには、民間よりも安価で、広く県民が利用できるなどの理由があるかと思うが、利用料は他の類似の施設よりも安いということではどうか。

(法人所管課)

安いと考えているが、そこまで安いということではない。県民を対象とした利用の場合は割引制度があるが、例えば市町村職員採用合同説明会などの利用に限られており、この制度を適用している例は少ない。

(委員)

これだけ大きい施設を利用する個人の県民はいないと思うが、条例により設置した施設であるからには、広く県民の利用に供するといった説明ができなければならない。例えば何らかの公共的な施設や公共的な利用、以前はジョンレノンミュージアムがあったと記憶しているが、広く県民が利用するような施設はあるか。

(法人所管課)

さいたまスーパーアリーナの中に県の普通財産としてテナントが入っている。NHK文化センターやコミュニティセンターなど、またさいたまアリーナが運営しているTOIROという貸会議室もある。

(委員)

公の施設の中に普通財産があるということは妥当なのか。

(法人所管課)

さいたまスーパーアリーナを設置する際、運営についての検討委員会の報告を受け決めたものであり、普通財産の部分でにぎわいを創出し、また収入を確保している。

(委員)

少しでも収益を稼ぐといった発想から設けたものという理解でよいか。

(法人所管課)

そのとおりである。

(委員)

スーパーアリーナ等管理運営業務について、イベント技術サービス業務のみ委託契約金額が2年で8割以上増額している理由は、追加作業員の派遣などにより生じる変動部分があったとのことだが、そもそもこのイベント技術サービス業務とはどのようなものか。

(法人)

さいたまスーパーアリーナには、スタジアムモードやアリーナモードなど、イベントによって可変できるモードがあるため、イベントなどを実施する際には、その転換や舞台装置の設営作業、撤去作業について追加の作業員が必要になる。そのための経費である。

(委員)

ハード面の委託業務について随意契約が多いのは、特殊性や専門性があるためと認識しているが、来館者サービス業務について、業務内容と随意契約である必要性を教えてほしい。

(法人)

来館者サービス業務では、さいたまスーパーアリーナで開催するイベント内容や苦情相談の対応窓口などについて、適切な担当者に繋ぐ案内を行っている。また、現在開催している自主企画イベントである謎解きイベントにおいて補佐をしてもらうことや、各種イベントを行わない期間に実施するアリーナツアーにおいて、施設の案内をしてもらうこともある。

(委員)

随意契約が必要なほどの専門性が理解できなかったが、これまで指名入札などの方法を検討したことはあるか。

(法人)

指名競争入札や企画コンペの実施を検討したことはない。これまでの問合わせにおける対応を評価しており、また費用についても特段高くはない水準と考えている。費用圧縮のために他にいい業者があれば検討するが、今のところそのような考えはない。

(委員)

一般的に随意契約が多いが、契約金額の合理性はどのように確認しているか。

(法人)

契約更新の際に、実際に必要な作業や作業に必要な人数を確認した上で、他の業者と費用の見積もり合わせを行い、金額が高くないかの確認を行っている。

(委員)

相見積もりはすべての契約について行っているのか。

(法人)

すべての契約で行っているわけではないが、例えば新規の契約締結に当たっては、他の業者の契約金額を確認するようにしている。その後、円滑に委託業務が遂行された場合、随意契約とすることは多い。委託単価はその都度折衝し、契約金額を決定している。

(委員)

令和5年度のさいたまスーパーアリーナの稼働率は79%となっている。スーパーアリーナ等管理運営業務の事業目的は、県民の文化及びスポーツ並びに県内の産業の振興を図り、もって県民福祉の増進に寄与することとされているが、この稼働率は県民向けイベントを対象に算出したものか、それともすべてのイベントを対象としたものか。

(法人所管課)

すべてのイベントを対象としている。なお、設営撤去の利用日数も含まれている。

(委員)

79%のうち、県に特化したイベントは何%か。

(法人所管課)

県に特化したイベントを対象とした稼働率の算出は難しい。さいたまスーパーアリーナの利用に当たっては、利用13か月前に許可を行っている。多数の申込があった場合、利用内容を精査して、さいたまスーパーアリーナ条例に規定のある文化、スポーツ、産業に資するイベントができるよう選定を行っている。なお、地元企業の活動にも多く使用されている。

(委員)

県内向けに利用を促すようなPRは行っていないということか。

(法人所管課)

世界規模のスポーツや海外アーティストのワールドツアーなどの利用によりブランド力を維持しながら、コミュニティアリーナなどの小さい施設において、地元企業向けの展示会を実施するなど、バランスよく運営してもらっているところである。